

講 演

中国における法律職業資格試験の改革について

丁 相 順⁽¹⁾

はじめに

- 一、中国における法曹養成制度の歴史について
- 二、中国の統一司法試験制度について
- 三、国家統一法律職業資格試験制度の発足と課題
おわりに

はじめに

本日の講演では、中国の最近の法曹資格試験制度について紹介したいと思うが、なぜその問題を取り上げるのかについて、その理由を述べたい。

日本、中国及び韓国など東アジアにおける国々の法制度は、やはり成文法主義、すなわちヨーロッパ大陸法の影響が強くなるが、大陸法の影響を受けたこれらの国々は、20世紀の末から、アメリカのロースクールの法学教育制度及び法曹養成制度を参考にしはじめた。特に、中国及び日本は、それぞれアメリカとは全く違う法体系と法曹養成制度を持つにも拘わらず、アメリカをモデルとするという同じトレンドが見られることは興味深い。また、歴史から見れば、中国では隋、唐の時代から、律令制度の伝統があり、律令制度は日本及び韓国にもインパクトを与えた。

(1) 中国人民大学教授。本論文は中国の国家社会科学研究基金の“国家統一法律職業資格制度を完善する研究”(16BFX016)の助成による研究成果である。筆者は、この研究のために早稲田大学に滞在中、早稲田大学法学大学院、並びに早稲田大学国際部の関係者に厚遇いただいたことにお礼を申し上げる。とりわけ、本講演の世話人として早稲田大学比較法研究所の公開講演会の開催の労をとっていただいた宮川成雄教授に感謝申し上げます。

中国及び韓国は20世紀から外圧により法制度改革が行われることになったが、その時に一足先に欧米の法制度を採択していた日本法の影響を多く受けた。清末から、多くの中国人学生が日本に留学し、特に早稲田大学、法政大学及び明治大学は多くの中国人留学生を受け入れた。そのほか、岡田朝太郎、松岡義正などの日本人の法律専門家が清政府に招聘され、清末の法律の改正機構であった修訂法律館に籍をおき、法律の改正事業に参加したこともある。また、20世紀の初めから、日本が韓国を植民地支配することを通じて、韓国の近代的な法体制と法文化に影響を与えた。東アジアのこれら三か国のこのような交流の歴史を背景として、21世紀の中国、日本及び韓国の法曹養成制度改革のあり方を比較すれば、三か国の特徴が見られる。

基本的に、中国、日本及び韓国も新しい法曹養成制度が始まる前の法学教育の基本的な性格は、リベラルアーツの教育としてこれを捉えることができる⁽²⁾。つまり、三か国の法学教育の主な目標は、法学生が将来の法曹となる人材を養成することだけを目指すことではなく、卒業後どの領域でも働ける法律知識を身につけた社会人を養成することである。法曹養成ではなく、法知識を身につけた社会人を養成することが、中国、日本及び韓国の法学教育の基本的な特徴として指摘できる。

また、東アジア社会において、長い歴史から見れば、科挙という受験制度が強く社会に影響を与え、試験を重視して、その試験が公平な人材の選び方として、一般的に社会に浸透しているということがある。近代において、三か国では司法試験を通じ、法曹を選抜する枠組みが樹立され、法学教育とは離れた法曹養成のアプローチをとっている。

しかし、このような背景の中で、中国、日本及び韓国では20世紀の末から、ほとんど同時にアメリカの法曹養成のあり方をモデルとした制度改革をすることになった。

1996年、中国は東アジアの国の中で一番早くアメリカの法曹養成制度を参考にして、「法律修士」という新しい制度を作った。中国では「法律修士」という新しいプログラムの設立によって、大学法学部で法律を専攻しない学生を対象とした大学院のレベルで法律を勉強させるという新しいシナリオを持つことができ、その大学の法学生の中で、多様性が増えるようになった。また、法学

(2) 丁相順 [中国における法学教育の検証：その本質・役割及びその改革]、
阪大法学 第六四巻第六号、平成二十七年三月、424頁。

教育の方法に、ある程度の変化も見られ、2000年からリーガルクリニックという実践的かつ実務的な教育も、中国各地の法学部で取り入れてきた。

日本も2004年から法科大学院の発足と、その修了生に対する新司法試験制度の開始という改革が次々と取り組まれていった。韓国では2009年から全国で25の法学専門大学院が開校して、2012年から、新しい弁護士試験も実施された。

中国の法学教育制度の改革が始まってからの十数年を、振り返って見ると、日本と韓国のような大規模的な制度改革がなされず、リベラルアーツ的な法学教育の性格を維持しているが、司法試験の旗の下に、統一的な法曹資格試験制度が作り出された。2018年からは、統一法律職業試験制度が始まる予定もある。

要するに、中国では最初にアメリカの法律教育制度をモデルにして、法曹養成制度と法曹試験制度などの改革を行うという目標を掲げた。しかし、日本と韓国の法律家、法学者との交流をすることがなく、独自に行ってきた。中国のこのアプローチについて私見を述べれば、三か国の法学教育制度改革の中に、中国では「法律修士」を作ったことにより法学教育の多様性もたらされたが、根本的な制度改革には至らなかったといえる。抜本的な制度改革がなかったゆえに、大きな問題が出てこなかったに過ぎない。

日本では法科大学院という新しい制度を作ったが、法学部という旧制度が残されたから、新旧制度が併存して法学教育と法曹養成を行っている。韓国では、法曹養成制度を改革する動きが20世紀の末に出てきたが、実際的に取り組んだのは日本よりだいぶ遅れてのことだった。それでも、日本の制度改革の様子がきちんと観察され、その経験を参考にし、望ましくない教訓を避けられた。その結果として、韓国では抜本的な法学教育制度と法曹養成制度改革を実施したのに対し、日本では新制度と旧制度を併置した。中国では抜本的制度改革を行わずに、少しの新しい変化だけが見られた。

つまり、三か国では、それぞれのアプローチを取り、韓国では「revolution」が発生し、日本では「reform」を実施し、中国では「change」だけに留まったと言えるだろう⁽³⁾。

中国、日本及び韓国では、統一的な司法試験を通じて法曹を選ぶが、アプローチがそれぞれ異なる。日本と韓国の司法試験制度は第二次大戦以後に作られ、

(3) 中国、日本及び韓国の法曹養成制度改革の詳細の分析について、丁相順：[東アジアにおける司法制度の改革の比較研究]（中国語 [東亜司法制度改革比較研究]）を参照、中国法制出版社、147-170頁、2014年。

エリート的な少人数の法曹を養成した。新しい法学教育の改革の過程では、司法試験制度も抜本的な改革に組み込まれてきた。中国では、統一司法試験制度は21世紀の初めにスタートしたが、法学改革と分離して進んできた。

しかし、最近の改革のトレンドとして、2018年から始まる統一法律職業資格試験制度は、ようやく法学教育と制度的に結び付けられた。本論文はこれまでの中国の法曹資格試験制度の歴史、特に2001年から始まった統一司法試験制度を中心に紹介し、中国の法学教育と法律職業の関係について分析した上で、今年から発足する新しい法律職業資格試験制度の枠組みを論じる。

一、中国における法曹養成制度の歴史について

最初に、中国における法曹養成制度の歴史的な流れを簡単に紹介する。

法曹養成制度というのは法律を運用する者を教育し育てることだ。法曹というのは法律を運用する専門職で、特に裁判官や検察官や弁護士を指す。法律があれば、法律を使う専門職が必ず必要だ。そういう角度から見れば、昔の中国にもそのような制度があった。秦の時代から、早くも厳格な法という定まった基準によって国家を治める厳格な法という定、また基準によって国家を治めるという方針を確立し、その「法」を理解する有識者を任官させたことがある。隋及び唐の時代から、科挙により役人を選んだが、科挙の中に「明法」というカテゴリーがあり、受験生に対して律令の知識と律令についての解釈方法をテストした。

帝政中国の長い間、科挙での法律知識を有する官僚選びは、中国の社会に対して大きな影響を与え、今もその影響が見られる。しかし、中国では法曹という法律職業に関するコンセプト自身は、近代の法律改革において確立されたもので、その時に日本の「法曹」という漢字をそのまま中国で使ったことがある。

清末の法律改革において、裁判所システムが作られ、法官（裁判官）、検察官及び律師（弁護士）という専門職も出てきた。その過程において、法曹資格制度も徐々に発展してきた。1905年、清末の改革において、科挙を廃止したことに伴って、海外留学から帰った留学生からの任官制度をしばらく実施したこ

(4) 赫鉄川「中国近代法学留学生与法制近代化」〔中国の近代における法学留学生と法制近代化〕、1997年「法学研究」第6期。

とがあったが、民国に入り、試験によって法律職を選ぶことになった⁽⁴⁾。

これらの変革の当時に、中国の法律改革は日本から大きな影響を受けており、特に1930年代、当時の国民党政府によって「六法」という成文法体系が成立した。民国時代に中国の法曹制度は在野法曹が在朝法曹と両立していて、第二次世界大戦前の日本とかなり似ていた。

中華人民共和国の成立後、国民党政府が公布した「六法全書」が廃止されたのと同時に、旧法律家の資格も剥奪された。一部法律家は改造され留任されたが、その後、政治運動が始まってからほとんど農村部に追い出され、労働改造までの運命に遭遇した。

中華人民共和国が建国してから、旧ソビエト連邦の制度を模倣して、新しい法制度と法学教育制度を試みた。例えば、1950年中国人民大学法律系、「五つの政法学院」と呼ばれている専門的に法律人材を養成する北京の「北京政法学院」、上海の「華東政法学院」、西安の「西北政法学院」、重慶の「西南政法大学」、および武漢の「中南政法学院」を創設した。しかしながら建国から、三十年近くに及ぶ長い間、法曹資格試験制度は存在していなかった。特に、文化大革命の間に、中国は無法の状態に入り、司法制度も麻痺に落ち込んだので、法曹資格制度は全然なかった。

1977年文化大革命が終わってから、「改革」と「開放」の政策が取られ、「社会主義民主と法制」を再建するというスローガンのもとで、法学教育を再開させた。文化大革命の時、多くの法学教育機構が閉鎖されたが、北京大学と吉林大学の法律系のみが機構として残った。それで、早くも1977年からこの二つの大学は他の学校より一年早く学生を募集することができた。1978年から五つの政法学院を含めて、有力な大学が法学部生を募集し、本格的な法学教育を再開し始めた。

1979年に、中国の立法機関が刑法、刑事訴訟法、及び外資を取り入れるための「中外合資法」などの法律を公布した。それと同時に法曹制度も再建された。当時はわずかの大学が法学教育を行うことができ、法律の人材が極めて乏しかったと言える。正式な法学部の卒業生が、試験ではなく大学の推薦と人事関係の担当部門の選抜によって、就職が決められた。

1980年代に入り、初めて法曹試験制度が作られたのは弁護士試験制度であった。1986年から始まった弁護士資格試験は2年に1回実施され、1992年から年に1回に変更された。しかし、1995年まで裁判官と検察官については、弁護士のような試験がなかったので、大学の推薦と人事関係の担当部門の選抜によ

て裁判官、検察官になるということが多かった。当時、退職軍人たちが裁判官や検察官に任官されたことが多く、学者から批判を浴びた。

1995年、「裁判官（法官）法」と「検察官法」の公布によって、裁判官と検察官向けの初任裁判官試験制度と初任検察官試験制度が行われた。つまり、裁判官や検察官に任命されるには、試験を通らなければならないことになった。しかし、この初任裁判官試験制度と初任検察官試験制度は弁護士試験のように社会に開かれた制度ではなく、内部の試験制度であり、裁判所と検察庁のスタッフでなければ、受験資格も認められなかった。そこで、多くの学者がこのような試験制度では、裁判官と検察官の資質を高めることが実現できないと指摘した。

2001年に「裁判官法」及び「検察官法」の改正に当たって、当時の全人代法律工作委员会刑法室の朗勝主任が「世界中の多くの国は統一司法試験を実施し、我々は弁護士資格試験制度を参考にし、日本のような統一的な「司法試験制度を導入すべきだ」という意見を述べ、これが採用された。それにより、2001年6月に「裁判官法」及び「検察官法」の中に、統一司法試験という条文が盛り込まれた。これによって中国史上初めての初任裁判官、初任検察官、及び弁護士に対する統一司法試験制度を導入した。この法制度の改正を受け、司法部を始め、立法、司法、及び行政部門の官員と学者によって構成された「司法考試実施方法」起草グループが組織され、司法試験の枠組みを立案した。

二、中国の統一司法試験制度について

次に中国の統一司法制度について紹介する。

2001年に成立した統一司法試験は、弁護士資格試験、初任裁判官試験、及び初任検察官試験という三つの試験を一つの司法試験に統合するが、その所管がすべて司法部に移管されたことを見れば、初任裁判官試験、初任検察官試験を旧弁護士資格試験制度に合併したものになった。

つまり、司法試験の管理システムについて、國務院の所屬である司法部が実施の権力を握っているが、最高人民法院及び最高人民檢察院が、諮問機関である司法試験諮問委員会を通じて、政策策定に関与することができる。統一司法試験の運営のために、司法部が最高人民法院及び最高人民檢察院などの関係機関と司法試験協議委員会を結成し、司法の担当者と行政省庁が協力して司法試験の政策について関与したのである。これは、水面下の動きだが重要である。

なぜかという、統一司法試験制度は国務院の管轄だけではなく、最高人民法院及び最高人民検察院の管轄にも関わっている。そのような組織だから、統一的事項を決められるようになった。司法部は統一司法試験を実施するため、国家司法考試局という部局を設立し、弁護士資格考試センターを国家統一司法試験センターに変更することによって、中央レベルの事務的な体制が整備された。

中国の国家統一司法試験制度の内容と特徴を理解するには、統一というものは非常に重要だといえる。統一というのは、まず法曹の職の資格が統一されたことを意味する。中国の統一司法試験は裁判官、検察官、弁護士、及び公証人に従事する資格を取得するための統一試験で、過去の分立した試験を統一、統合した。二つ目は中国の統一司法試験は全国各地で統一的に実施されることである。ただし、中国は大きな国であり各地の事情が別々だから、統一といっても、ある程度の特例も認められる。特に中国の統一司法試験の受験資格と合格の枠組みについて特例が認められる。

中国の統一司法試験の受験資格は大学卒業とし、基本的に全国で統一されたが、中西部等未発達地域からの受験生に対して優遇処置がある。

優遇に該当する二つの方法がある。

一つ目は受験資格の優遇である。統一司法試験の受験資格には法学教育は不必だが、基本的に大学卒業（四年制）でないと受験できないとされている。しかし、未発達地域からの受験生を対象として、短期大学（三年制）の受験資格が認められている。もちろん、具体的な区域は司法部がその地域の総合的な発展、特に経済発展の指数によって指定する。それぞれ受験生に対して優遇を与えるかどうかの判断基準は戸籍で、その受験生の戸籍が指定された地域にあれば、受験資格の優遇を受けられる。

二つ目の優遇方法として、指定された地域からの受験生に対してなされる、合格点数についての優遇である。中国の統一司法試験は一律に合格点数が決まっているが、指定地域からの受験生に対しては、全国統一合格点数より低くても合格させる。この基準は複雑である。非常に未発達な地域からの受験生は、合格点数の優遇と受験資格の優遇の両方を受けられるので、結局、統一性を柔軟に運用することになった。例えば、全国の合格点数は360点であるのに、チベットの県からの受験生は短大卒で受験資格を認められるし、280点で合格できる。受験生は合格後、法律職業資格証を授与されるが、このような受験資格と合格点数の優遇に対応するために、この資格証は3つに分類されている。

受験資格の優遇を受けず全国統一的合格点による合格者には法律職業資格 A 証書、受験資格の優遇を受けた場合は B 証書、受験資格の優遇と合格点の優遇を受けた場合は C 証書が授与される。この B 証書と C 証書はそれぞれ優遇を認められる地域でのみ効力が認められるので、その地域以外では資格証書は無効である。

中国の統一司法試験は、2 日間で四つのテストを行なう。三つは択一問題でコンピュータで採点し、残る一つのテストは実例分析及び小論文という主観的な問題であり採点官が手作業で採点する。統一司法試験の試験内容について、2001年に制度が始まったとき多くの議論があった。結局司法部は大学法学部教育についての諮問機関である法学教育指導委員会が指定した法学部卒業生が必修しなければならない14のコア科目をもとに、受験科目を決定した。

また、中国の統一司法試験は中国人しか受験できない。しかし、2004年から、香港、マカオの住民の受験資格が認められ、2008年から、台湾からの住民の受験資格が認められるようになった。司法部の統計によると、中国の統一司法試験は2002年から16回実施され、513万人の受験生が試験を受け、96万人が合格した⁽⁵⁾。

司法試験制度の実施により、確かに、法曹の質が高められたことは高く評価されるが、幾つかの問題も指摘された。特に統一司法試験の受験資格に正式な法学教育が必要とされなかったことは、法学教育を受けなくても自分で独学すれば合格できるという仕組みであり、正式の法学教育の不要論を加速させ、大学の法学教育にマイナスの影響を与えたと見られる。

また、体系的な教育を受けなくても、司法試験に合格する可能性があるのも、受験生にとって、大学で受講するよりも、受験技術のほうが重要視される傾向も見られる。また、中国の統一司法試験は統一性が重視され過ぎて、多様性を持つ中国では現実と合致しない不都合が出てきた。例えば、2002年に史上初めての統一司法試験が実施されたとき、240点（400満点）に達すれば合格だったが、未発達地域の青海では17名しか合格できなかった。その結果、幅広い青海の裁判所、検察庁および弁護士事務所などではなかなか新しい裁判官、検察官及び弁護士を雇用ができないという事態に落ち入ったことがある。

このような問題を解決するために、司法部は徐々に受験資格と合格点の優遇

(5) 中国司法部が2018年6月8日に公開したデータ。2018年国家統一法律職業資格試験の組織と実施の状況について（2018年国家統一法律职业资格考試组织实施工作情况）http://www.moj.gov.cn/subject/node_432.html

の改正に取り組み、いくつかの解決策を試みたが、法律職業資格証書の種別化は、全国的に通しない資格証書を生み出し、司法試験の統一性を害し、法曹人材の流動性を遮断するという障害が生じた。

最後に、中国の統一司法試験は2日間の集中的な一発試験で行っているの
で、三つの択一試験はコンピュータで採点できるが、毎年数十万部の小論文と
事例分析の答案採点については、その客観性をいかに保証するかという問題が
ある。もともと司法試験というのは、受験生から法曹に適した人材を選ぶこと
を目的としているが、統一性を持った試験であるという点から見れば、社会的
人材活用の公平を実現するという役割もある。この点から見れば、ある程度、
中国の科举制度の影が見える。適材適所という科学性と社会の公平性という二
つの価値について、これらをどのようにバランスを取るべきかということが、
中国の法曹試験制度が直面する問題である。

三、国家統一法律職業資格試験制度の発足と課題

前述のごとく、統一司法試験制度は多くの問題を抱えていたが、総合的に高
く評価された。加えて司法部がより合理的な試験制度に改善するための措置を
取ってきたが、抜本的な改革は見られなかった。

しかし、2014年中国共産党は、第18期中央委員会第4回全体会議の文書で、
法律職業の正規化・専門化・職業化という目標を掲げた。これをきっかけにし
て、法曹養成制度の改革及び法曹資格試験制度の改革が活発になった。2015年
12月、『国家統一法律職業資格試験制度を改善する意見』という党の文書が公
布され、統一司法試験制度を国家統一法律職業資格試験制度に変えることが明
らかにされ、基本的な枠組みが決まった。

これを受けて、中国の立法機関である全国人民代表大会常務委員会が、2017
年9月に法曹関係の法律として、「中華人民共和国法官法」、「中華人民共和國
檢察官法」、「中華人民共和國公務員法」、「中華人民共和國律師法」、「中華人民
共和國公証法」、「中華人民共和國仲裁法」、「中華人民共和國行政不服審査法」、
「中華人民共和國行政処罰法」という8つの法律を改正し、法制度の整備がな
された。そこで、今回の改革では試験制度の名称を「国家統一司法試験制度」
から「国家統一法律職業資格試験」に変更することだけでなく、司法試験の
内容と合格者の資格の有効性が大きく変わった。

では、国家統一法律職業資格試験というのは、何か？

今回の国家統一法律職業資格試験の成立による一番大きな変化は、法律職業の範囲が大幅に拡大されることである。

普通は法曹というのは裁判官・検察官・弁護士を指すが、今回の改革により、統一法律職業資格試験の合格者の資格の有効性は初任法官、初任検察官、弁護士、及び公証人だけではなく、初めて行政処罰決定の審査に従事する役人、行政不服審査に従事する役人、行政裁決に従事する役人、政府などの組織に専門的な法律顧問として従事する公務員、及び法律に関わる仲裁に従事する仲裁人までに拡大される。逆に言うと、過去には法律に関する資格試験に合格することが不要であった行政関係などの職業が、初任法官、初任検察官、弁護士、および公証人と同等に取り扱われ、一律に、国家統一法律職業資格試験に合格しなければならないことになる。国家統一法律職業資格試験の合格者の資格の有効性は統一司法試験より著しく拡大することとなった。

2018年4月司法部は「国家統一法律職業資格試験弁法」という省令を公布し、2018年から実施予定の統一法律職業資格試験について、詳細を規定している。この省令によると、統一法律職業資格試験制度は合格者の資格の有効性だけでなく、受験資格と試験の方式にも大きな変化が見られる。

過去の統一司法試験の受験資格は、法学教育が不要で、特例を除いて、大学卒業であれば受験ができたが、今度の統一法律職業資格試験は三つのカテゴリーを設けた（第9条）。

①全日制普通大学法学系の大学卒業の学歴を有し、且つ学士の学位又はその上の学位を取得したもの、

②全日制普通大学法学系でない大学卒業の学歴を有し、法律修士、法学修士又はその上の学位を取得したもの、

③全日制普通大学法学系でない大学卒業の学歴を有し、それに相応した学位を取得したものが三年以上の法律関係の仕事に従事した経験があること、

というように正式な法学教育と結び付けられることになった。

基本的に、全国に正式に設置されている600以上の大学の法律専攻を修了した者が、統一法律職業資格試験の基本的な受験資格ラインである。

しかし、中国法学教育の体系には、大学法学部で法学専攻でない大学生を対象とした法律修士（Jurist Master）が存在し、法学修士（Master in Law）も大学で法学を専攻していない大学生を募集するので、大学法学部で法学を専攻しない学生が法学教育機構で修士、あるいは修士以上の学位を取得すれば、その受験を認められる。この規定によって、中国の統一法律職業資格試験は史上初め

て、法学教育と制度上のつながりを構築したことになる。

受験資格の枠組みでは、例外もある。大学卒業であれば、専攻を問わずに、3年間の法律関係の経験（例えば裁判所の職員）があれば、その受験を認めるというカテゴリーは、実際は法学教育を必要としていなかった統一司法試験の受験資格の枠組みを維持しているように見える。

「三年間の法律関係の経験」という表現はすごく曖昧で、今後具体的な認定方法を必要とする。また、第22条によると、この「弁法」を実施する前に法学専攻に在籍中、大学卒業、若しくはそれ以上の法学専攻の学歴を取得した者、又は法学専攻でない大学卒業若しくはそれ以上の学歴を取得した者は、受験を認められる。

つまり、2018年を含めて、その前に大学卒業又はそれ以上の学歴を取得した者は引き続き新しい統一法律職業資格試験に出願することができる。この規定により、受験資格が大幅に緩和された。

以上、見て来た通り今回の統一法律職業資格試験の発足に伴い、試験の内容と方式が大幅に変わる。過去のような一発試験で四つのテストを行ったようなことを止め、客観的な問題を問う第一段階と、小論文と事例分析で主観的問題を出題する第二段階とに分けて行うことになる。第一段階を通過しなければ、第二段階の試験には参加できない。第二段階に合格すると、最終的に統一法律職業資格試験を合格したことになる。

また、第一段階を通過し、第二段階で不合格の場合は、次年度までその効力を保つことができる。法律の条文を暗誦することを避けるために、第二段階の試験場では『六法全書』のような試験用法律条文集を用意しておく。

要するに、新しい統一法律職業資格試験を概観すると、日本の旧司法試験制度と似たところが見られる。また、一定の特例を認めるが、法学教育を受けないと、受験ができないという発想も日本の新司法試験制度の「プロセス養成」の理念も反映されている。

おわりに

中国の統一法律職業資格試験は法律職域を拡大して定立した。また、中国の大学での法学教育を変えずに、新しい制度を発足させた。この2点は日本の法曹養成制度改革のアプローチとずいぶん違う。しかし、中国では650以上の法学部、法学研究科があり、そのレベルがバラバラであり、大学における法学部

教育と司法試験を連携させて、日本のように、「点」だけではなく「プロセス」を通して、法治社会を支える法曹を養成できるかどうかは、まだまだ未知数である。新制度がどのような効果を発揮するかは、法制度の実施を担う新しい法律職業資格を取得した人材が、法制度をどのように具現化するかという比較法の観点から見ても有意義で興味深い研究課題である。